

第12回教育委員会会議

1 日時 令和2年9月8日 火曜日 午後3時30分～午後5時00分

2 場所 大阪市役所7階市会第4委員会室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
多田 勝哉	教育次長
山口 照美	生野区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
川阪 明	総務部長
藤巻 幸嗣	教務部長
渡瀬 剛行	指導部長
江野 一	ICT推進担当部長
忍 康彦	学校環境整備担当部長
三木 信夫	生涯学習部長
飯田 明子	第3教育ブロック担当部長
村川 智和	総務課長
仲村 顕臣	首席指導主事
花月 良祐	学校適正配置担当課長
松野 倫子	学校適正配置担当課長
中野下豪紀	ICT推進担当課長

長畑 卓志 首席指導主事
松井 良浩 教職員服務・監察担当課長
左海 克彦 首席指導主事

川本 祥生 政策推進担当部長
松浦 令 教育政策課長
有上 裕美 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名
- (3) 案件

議案第81号	大阪市社会教育委員の委嘱について
議題第82号	大阪市学校適正配置審議会委員の委嘱について
議案第83号	市会提出予定案件（その27）（行政点検評価報告書）
議案第84号	職員の人事について
報告第35号	市会提出予定案件（その26）（令和2年度補正予算案）
協議題第25号	いじめに関する今後の対応について
協議題第26号	総合教育会議について

なお、議案第83号、協議題第25号、協議題第26号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、また、議案第84号については会議規則第6条第1項第2号により、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第81号「大阪市社会教育委員の委嘱について」を上程。

三木生涯学習部長からの説明要旨は、次のとおりである。

社会教育委員は、社会教育法及び大阪市社会教育委員条例に基づき、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ、意見を具申する等の職務を行うため設置されているもので、社会教育関係団体の代表や学識経験者等により構成されている。

任期満了に伴い、令和2年9月9日付けで、1名の委員を新規委嘱、1名を再委嘱したいと考えている。新規委嘱1名は、北野幸子氏の後任として、神戸松蔭女子学院大学教授の寺見陽子氏を委嘱したいと考えている。再委嘱1名の読売新聞大阪本社社会部長、正岡明氏は、第1期目の任期満了であるが、大阪市社会教育委員条例第4条に基づき再委嘱したいと考えている。

採択の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第82号「大阪市学校適正配置審議会委員の委嘱について」を上程。

忍学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本審議会は、市立小中学校の規模及び配置の適正化に関する重要事項の調査審議及び具体的な施策について教育委員会に意見を具申いただくために設けられている審議会である。

本年7月26日をもって全13委員の任期が満了しており、合計2期4年を務めた4委員は退任、その後任として、植松利晴氏、喜多村操氏、久保朋子氏、西野雄一郎氏の4名を新任として、残る9委員は再任とし、引き続き委員をお務めいただきたいと考えている。明日、令和2年9月9日付けで委嘱をいたしたいと考えており、任期は2年である。

採択の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第35号「市会提出予定案件（その26）（令和2年度の補正予算案）」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の対策として、国の補正予算を最大限に活用しつつ、学校臨時休業期間の長期化に伴い生じた学びの遅れを取り戻すための施策や、感染症拡大のリスクを可能な限り低減した上で学校運営を持続していくために必要となる経費を計上するものである。

本案件は、9月4日に市会運営委員会が開催されたことから、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったところである。

歳入で92億4,035万8千円の増額を計上しており、補正後の予算総額は、552億4,534万2千円となっている。歳出では、人件費、物件費を合わせて、36億3,783万6千円の増額を計上しており、補正後の予算総額は、2,283億4,228万1千円となる。

事業の内容は、1点目の学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業では、学校教育活動における新型コロナウイルス感染症対策として必要とするマスクや消毒液などの保健衛生用品の整備に必要な経費として、6,046万1千円を計上する。

2点目の学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業では、各校の状況に応じた感染症対策等の取組に対応することができるよう、学校規模に応じて各校に予算配付するための経費として、13億1千万円を計上する。

3点目の学習保障に必要な人的体制の強化では、学校臨時休業の長期化に伴って生じた児童・生徒の学習の遅れなどに対し、学びを最大限保障するため、人的体制を強化する経費として、9億7,026万5千円を計上する。

4点目の長期休業期間短縮等に伴う非常勤講師の配置及び学校維持運営事業では、長期休業期間を短縮することとしたことから、必要な経費として、12億9,568万1千円を計上する。

5点目のSNSの活用による児童生徒相談体制の拡充では、学校臨時休業期間の延長に伴い、相談窓口を開設した際の必要な経費として、142万9千円を計上する。

6点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当では、学校教育ICT活用事業並びに学校給食の無償化に同交付金を充当することとし、総じて82億4,743万4千円を歳入予算として計上する。

採択の結果、委員全員異議なく、原案どおり承認。

議案第83号、市会提出予定案件（その27）（行政評価点検報告書）を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本報告書については、8月25日の第11回教育委員会会議の協議題で報告したとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び大阪市の教育行政基本条例に基づき、令和元年度の教育委員会の取組や活動の状況について点検・評価を行い、作成したものである。

この点検・評価の中身は前回から変更はなく、今回新たに外部有識者からの施策に関する点検・評価等についての観点で講評いただき、それを反映したものとしている。

有識者からは業績目標と達成目標との関連性を丁寧に説明すること、それから業績目標内容を踏まえた課題や改善策の設定をより明確にする必要性などについて指摘があった。一方で、多くの取組について成果が出ており、その達成状況におおむね肯定的なコメントをいただいた。

今後の予定は、法律に定めているとおり、市長、副市長の決裁を経て、決算市会に報告書を提出し、その後ホームページに掲載するなど、市民に対し公表をしまいたいと考えている。

採択の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第25号「いじめに関する今後の対応について」を上程。

飯田第3教育ブロック担当部長及び藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

3月に第三者委員会の調査報告書を受けた事案について、報告書の指摘内容を踏まえて検証した結果及び関係教職員等に対する処分等についてである。

平成30年1月に起こった中学1年生の男子児童が自死するという事案については、7月14日の第8回教育委員会会議において、第三者委員会からの提言等を踏まえた教育委員会並びに当該中学校の具体的な取組内容等を説明したところである。

7月の説明の際に、第三者委員会の調査報告書の指摘を受けた問題点や提言について、当時の学校の対応がどうであったか、事案発生当時の校長や関係教職員から改めて聞き取りを行い、経過や経緯、また非違行為の可能性がないのか等の調査・確認を行っているところであったため、その調査、確認した内容について説明する。

調査報告書のから提言、問題点として指摘があった事項を、大阪市のいじめ対策基本方針に照らし合わせ、事務局で4つの観点からまとめた。

(1)は当該校におけるいじめ対策の基本的な考え方や、大阪市いじめ対策基本方針の理解についてで、である。いじめを未然に防止するためには、教職員のいじめ問題への対応能力の向上が必要不可欠である。しかしながら当該校においては、その前提となる教職員のいじめに対する認識が統一されておらず、いじめ防止対策推進法に定義されているいじめの認識ではなく、一人一人の教員がいじめを限定的に解釈していた。また、担任教諭の生徒への接し方が高圧的で、当該生徒に対しての暴言もあり、いじめられている生徒が自らいじめを訴えたり、周りの教職員や生徒がいじめを早期発見したりできるような学校

全体の雰囲気ではなかったと考えられる。さらに、当時の当該校のいじめ防止基本方針は、いじめを受けた子どもの救済と尊厳を最優先するという大阪市いじめ対策基本方針の独自性と特徴を十分に踏まえた記載内容となっていなかった。これは教育委員会事務局が大阪市いじめ対策基本方針の周知を徹底できていなかったということも一因だが、各学校園に対して、概要や趣旨を示したり、速やかに各校のいじめ防止基本方針の改定を進めるよう指示したりすべきであったと考えられる。

(2) については、当該校におけるいじめの早期発見や、それに関わる情報共有の在り方について、である。例えば、5月に実施された「いじめアンケート」には、「いじめを受けたことがある」として記載があったにもかかわらず、聞き取りの結果、アンケートに記載されていた内容は小学校当時のことであるとの説明があったことから、管理職まで報告を行うことなく、学年での情報共有に留まっていた。また、学年で取り組んだ学校生活アンケート、アセスについては、その意図や活用方法を理解した上で取組とはなっておらず、その結果が教育相談等において十分活用されるということになっていなかった。さらに、当該生徒が保健室で泣いたことが管理職や保護者には伝わっていなかった事実、また、部活動を休みがちであったことについて、担任も顧問も本人の話をじっくりとは聞いていなかったという事実があり、丁寧かつ組織的な対応ができていなかったと考えられる。これらのことから、学校として、いじめを早期発見する組織的な機能が十分働いていたとは言えず、一定、組織的な対応を行っていた事案もあったものの、本質的な解消に向けて、学級全体を丁寧に見守っていく必要性があったと考えている。

(3) は本事案発生後の当該校の対応についてである。本事案直後学校の調査では、当該学年の全生徒に聞き取りを行うとともに、事案後に実施した「しのんで」に記載をした生徒にも抽出して聞き取りを行っている。しかしながら、担任のみによる聞き取りという手法については、担任と生徒の関係性に鑑みると、他の教員や複数の教員で実施するという配慮や、ほかの方法の検討の余地があったと考えられる。また、校長が、年度末に関係書類を廃棄しないようにという指示を、教職員に対して行っていたにもかかわらず、学級日誌が廃棄されたことも適切な事務処理ができていなかったとともに、管理職としても、より具体的な指示を行っていれば防ぐことができた可能性があったと考えられる。さらに、警察との連携においても、本事案後すぐに保護者の方から、いじめられたというメモが示されているが、このメモの存在について、2か月たってから警察に報告するなど、なかなか速やかな連携が行われていなかったり、当該校と教育委員会事務局との連携においても

意思疎通が不十分で、学校の思いだけで走ってしまったところがあったと考えている。

(4) は遺族に寄り添った対応についてである。本事案は法に定められた、いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある重大事態であり、事案発生当初から、そういった認識を持って、単なる保護者への対応ということではなく、遺族に寄り添った対応を心がけ、遺族支援の立場に立って、その意見やご要望を最大限に尊重すべきであったにもかかわらず、当該校はご遺族の意見や要望の尊重を第一とすることができていなかった。特に、当該校は、自死とは言い切れないことから、対応が事故死を前提としたものになっていたために、ご遺族の方からの信頼を失うことになった。このことは、大阪市いじめ対策基本方針を認識していなかった証左でもあると考えられる。また、事案発生直後に実施した「しのんで」のご遺族への開示が遅くなったことについても、当初、校長は速やかに開示する意向は持っていたものの、具体的に遺族に経過を逐一に丁寧に説明するということができなかったと考えられる。

以上の(1)から(4)の考察を通し、本事案の根本的な原因としては、大阪市いじめ対策基本方針の理解不足があったと考えている。その要因の1つとしては、教育委員会事務局の学校への周知徹底不足が挙げられる。本事案を教訓として、教育委員会事務局としても、市内の全教職員一人一人が確実に、大阪市いじめ対策基本方針を理解し、いじめを受けた子どもの救済と尊厳を最優先する組織的な対応が図られるように、6ページに記載のとおり取組を実施しているが、今後市の方針の理解が定着しているかどうかを継続して確認していく必要があると認識している。なお、6ページの一番最後、(5)として記載している部分は、7月の教育委員会会議でご報告したものから追加したものである。今後取組を進めていくこととして、本市の基本方針を理解した上で、実際の対応においても、本市の基本方針に沿った対応が徹底されるように、今回の検証結果も踏まえて、具体的な対応のポイントを各学校に周知してまいりたいと考えている。

4ページの最後の段落であるが、平成30年度にいじめ対策チームを設置し、いじめの重大事態への対応についても、いじめ対策チームが機能して実施をしてきたところではあるが、いじめの重大事態が発生した際に、より迅速な対応が可能となるよう、初期段階から客観性を持った専門家が速やかに調査や対応に当たる体制が必要であり、そのためにも、いじめの重大事態に特化した客観性を持った第三者が初動調査を実施できるような方策といったものも検討していく必要があると考えている。

検証の結果、当該校で学級担任であった教員については、関係生徒に対し暴言を吐くな

ど、日頃から生徒に対し高圧的な態度であったほか、関係生徒の動向に基づくいじめの疑いについて、管理職に報告すべきところを怠っていたことがわかった。

なお、当該学級担任は既に退職をしており、懲戒権が及ばないため、懲戒処分等を行うことはできないが、行政措置として文書訓告に相当するものと考えている。

次に、学年主任を務めていた主務教諭については、いじめアンケートで把握した関係生徒によるいじめに関する記載について、管理職に報告する立場にありながら怠っていたため、懲戒処分に至らないものの、処分量定は行政措置として口頭注意が適当であると考えている。

また、校長の管理監督責任であるが、本市が取り組むいじめ対策について周知徹底し、部下である教職員を指導監督する立場にありながら、学校としていじめを早期発見する機能が非常に弱く、いじめ事案発生後も早期対応できなかったものであるが、校長の職責に対して、職務執行上、十分であったとまでは言い難く、処分量定は行政措置として文書訓告が相当であると考えている。

あわせて、教育委員会事務局において、中学校の教育活動を所管する中学校教育担当課長の管理監督責任についてであるが、事案発生後、学校現場に積極的に踏み込んだ対応の検討ができていなかったため保護者への対応が遅れた可能性は否定できないが、担当課長の職責に照らし、当該事案に対する組織的な対応は、職務執行上、十分であったとまでは言い難く、事務局指導が適当であると考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 第三者委員会の報告書は以前頂いたのですが、今回確認したいのですが、いじめについては、具体的に生徒間でのいじめがあったというふうに理解されているのですか。

【飯田第3教育ブロック担当部長】 14件の案件が認定されております。

【森末委員】 14件の加害生徒というのは複数ですか、単数ですか。

【飯田第3教育ブロック担当部長】 複数です。

【森末委員】 「しのんで」というのが書いてありますけど、これはアンケートですか？

【飯田第3教育ブロック担当部長】 同じ学年の1年生に書かせたアンケートです。

【森末委員】 それを保護者が開示せよというお願いをしたのに、なかなか開示しなかった。そういうことですか。

【飯田第3教育ブロック担当部長】 いろいろと個人情報への配慮もありまして保護者の方に開示するというのも了承を取ったり、あるいは清書をしたりというような部分で時間がかかったと聞いております。

【森末委員】 清書をしたというのは、個人情報を消すとか、そういう意味ですか。

【飯田第3教育ブロック担当部長】 そうです。

【森末委員】 それから、いじめられたというメモというのは、6月7日付けのメモがあったということですけど、これは、ある生徒からいじめられたというメモなんですね。

【飯田第3教育ブロック担当部長】 はい。

【森末委員】 それで、警察に対して1月に保護者から示されたが、それを警察に言わなかった。そういうことですね。

【飯田第3教育ブロック担当部長】 はい。1月に保護者が発見をされたものでございまして、学校としては、当該生徒への聞き取り等も併せてやっておりましたので、その後というふうに考えていたとは聞いております。

【森末委員】 それともう1点、通し番号4ページですかね。事故死か自死かという話で、学校はあくまで、当初は事故死だということで話をしている、それが遺族との関係を悪化させたということでしたよね。死体検案書を見て初めて自殺だということを確認したということですか。

【左海首席指導主事】 はい、そうです。学校が3月に行ったときに、改めてここではっきりしたということで、こういう判断を取ったようです。

【森末委員】 当初、事故死か自死かというところで、保護者とある程度もめている時期があったと思うんですけど、そのときに検案書は示されていなかったということですか。

【左海首席指導主事】 そうです。警察との連携もうまくいってなくて、はっきりと認識できなかったということです。

【森末委員】 警察からの検案書の開示が遅れていたのかということではないんですか。

【左海首席指導主事】 そうです。

【森末委員】 学校も守りに入っているということで、保護者と関係が悪化することは間違いない。よくあることで、それは本当に反省しないといけないことですよ。ただ、事実関係ですから、やっぱりある程度客観的なもので判定できないと、はっきり分からないというのはおかしくないのかなという気はしますけれど。そこについては今後どうするんですか。要するに、こういう事案であれば、保護者が自死と言われていたら自死にする

という方向ですか。反省はいいのですが、これはどういう反省なのですか。市の方針を認識していなかったということですが、事故死というのは検案書の記載を確認して初めて自死だということで、今まで事故死としていたのは間違いだった。それはいいのですが、最初の段階でもっと早く確認すべきだったということですか。ここはどういう反省ですか。いや、反省すべきと思うんですけどね。

【飯田第3教育ブロック担当部長】　　まずはやはり警察との連携が円滑に取れるようにということで、事実確認をしっかりとやらないといけないということが1つと、あと、まだ結論が出ていない状況であった場合に、基本的には事実をお伝えするということになりまますので、この場合も事故死という言い方は正確ではなかったかと思えます。亡くなったことは事実でありますけれども、事故死という言い方がどうなのかと。亡くなったという事実をまずお伝えするということでありますし、また、保護者からこのように聞いていますというお伝えの仕方もあったのではないかと考えております。

【森末委員】　　なるほど。学校のほうで事故死と決めつけることになったのが非常によくなかったという反省ですね。

【飯田第3教育ブロック担当部長】　　はい。

【森末委員】　　了解しました。結構です。

【大竹委員】　　この対応についての第三者報告が上がってきて、参考として指摘を踏まえた取組が出ています。この第三者報告が出てきたから取組をいろいろ取ったという理解なんですか。この第三者報告書と指摘を踏まえた取組との位置づけはどうなっているのですか。

【飯田第3教育ブロック担当部長】　　本来であれば当然このところをご報告すべきことなんですけれども、この内容につきましては、7月14日にもう既にご説明をさせていただいた内容で重複しますことから、このような形にさせていただきました。本来でありましたら、検証を踏まえてこのように取り組みます、処分はこうですという一連の流れでご説明できたら良かったんですけども、そこの事実関係の確認とか、そのあたりが遅くなりましたので、7月14日のご報告と今回のご報告が、本来であれば逆であったべきかとは思っております。

【大竹委員】　　分かりました。いろいろこの対策・取組が早く出たというのはいいと思うんですけども、第三者委員会の調査報告書への対応について、日時の関係だけ教えてください。いろんな取組について、というのは第三者報告が出る前に出てきたという理解

でいいんですか。それとも、第三者報告を受けて出てきたという、僕らに説明するのは前後したということなのか、そこはまず、事実関係はどちらですか。

【飯田第3教育ブロック担当部長】 まず、教育委員会としての具体的取組は、調査報告書の後というところになっております。当該中学校の具体的な取組内容につきましては、事案の翌年度4月に就任した校長が既に取り組んでいたものもございます。

【大竹委員】 調査報告書は、いつ出たんでしたっけ。

【飯田第3教育ブロック担当部長】 この3月でございます。

【大竹委員】 基本的には調査報告書が出てきた後、いろいろな取組が出てきたという理解でいいですか。よく分からないのは、この対応についてという文章があって、要は、いろいろあったときに、すぐに手を打つのでこういう対策をしました。その後、調査報告書を見て、ただやっぱり反省する点があるから、さらにまた対応を増やしましたという話だとすると、先ほどの説明でいくと、調査報告書の対応はもう既にやっていたというふうにも見える。何となく、この調査報告書の対応について、というところがなかなか位置づけとして理解できないなど。

【飯田第3教育ブロック担当部長】 教育委員会としての具体的取組内容というところの(1)からは全て調査報告書後でございます。ただ、取組を7月からやっていきます関係もありまして、先にご説明をさせていただきまして、やっていたのですけれども、改めて今回の検証を踏まえて具体的な対応ポイントというものを追加してやらないといけないだろうということで、さらに(5)のところを追加させていただきました。

【大竹委員】 つまり、調査報告書が出てきてから基本的には取組を示したという理解でいいですか？

【飯田第3教育ブロック担当部長】 はい、そうです。

【大竹委員】 だとすると、我々も説明云々というのは別にしても、対応についてということで、反省なり何なりを行う必要があったということと、その後の対策というのは、少しリンクさせてやったほうが資料的には分かりやすいと思いますけどね。いや、それは感想だけで、個々の内容について何か言っているわけじゃないです。

【山本教育長】 立てつけの問題として、対応というものと具体的な現場とこちらからの取組内容というものを関係性が分かるように整理したらいいんじゃないかなと思うんです。だから、要は第三者委員会が出るまでに、学校現場においては、いろいろ課題はあったけども、取組をやった部分もあるわけでしょう。

【飯田第3教育ブロック担当部長】 はい、そうです。

【山本教育長】 その部分を踏まえて第三者委員会の報告を再検討して、当該現場とのいろんな関係性の問題等もうちのほうで取組をして整理をした、というような形の流れて資料作成をしていただいたら分かりやすいだろうと思います。

【平井委員】 今後の対応として、指導部長から、教職員の意識統一に向けて説明があったと思いますが、気になるのは、学校長とか教頭とかの指導が入れられなかったのではないかということです。日々の学校生活の中で、課題になる話は当然、保護者や児童・生徒からもなんらかの形で聞こえてきているはずですが、にもかかわらず、指導がうまくできなかったのではないかと。指導部長が話されたことの大半を教師は充分分かっていると思うので、課題のある教師に焦点を絞り、教育委員会事務局がバックアップするやり方がよいと思います。一度検討をお願いします。

【森末委員】 今、平井先生が言われたことと関連するんですけど、こういう事案というのはもう二度と起こってほしくないんですけど、起こることもあるでしょうという話で、多分起こるんでしょうね。そのときに、やっぱり学校側が情報を隠すというふうな態度、そういうふうに見られるような行動をすると、自分の子どもを亡くした保護者が本当に「何でこれ、こうなったんだ」と聞きたいときに、本当に突き放されるというか、本当に穴に放り込まれる形になるので、簡単なこと、些細なことでもできるだけ開示すると。それがひいては大阪市の損害賠償責任になるかも分からないけど、取りあえず、とにかく分かっていることを全部しゃべるという態度を、逆にチーム学校で守るんじゃなくて、チーム学校で開示していくと。逆にそうじゃなくて、やっぱり現場の学校というのは責任問題というのを考えるので、そのときに教育委員会のほうが行って、とにかくこれはいじめの方針で、とにかく開示するんだと、情報は全部出すんだと。寄り添うという言葉は、いろんな言葉があるけれども、とにかく疑われるような情報を全て出すんだと。それで、いや、この事件は関係なかったですねとなれば、それは責任がないですけど、それでやっぱりある程度何かありそうだとということになれば、そこはどんどん突き詰めていくというのを一緒にやるしかないんです。やっぱり子どもさんが亡くなったということは、学校はまず責任ありだということから考えるべきです。どう考えても。まず前提、社会通念上はね。そこから法的責任がどうなるかということについては、情報を開示した上で一緒に解明していくという態度を、学校だけではなかなか難しいので、教育委員会主導でやっていただきたいと思います。

【異委員】 学校で子どもたちを守るというのは、家庭もそうなんですけど、すごく大事で、やっぱり複数の目でアンテナを張って子どもたちを見るという意味で、いじめアンケートを学期ごとにやっているんですかね。1年間ですかね。学期ごとにですかね。特に中学生より多分小学生のほうが事細かく、小さいことでも記載するという事なんですけれど、小学校のときのいじめアンケートではそういったものがあったりしてということですよ。違いますか。

【飯田第3教育ブロック担当部長】 中学校のアンケートに書いてあったのが小学校のときのことだったと本人が説明しているということです。

【異委員】 小学校のときにいじめられていたということの共有ですよ。中学校でどこまでどのように共有、持ち上がるのかというのを教えていただけますか。多分ほとんど同じような生徒さんが上がってくるわけで、生徒さんの顔ぶれも変わらないと思うのですけれど。

【左海首席指導主事】 大体が小学校から中学校に行くときに小中の先生方が会議を、打合せ会を行いまして、そこで特にこのような小学校のときにいじめ事象に遭っているとか、あるいはそういう傾向があったという子は、その場で引き継いで中学校の先生に上がることが多いです。

【異委員】 その中学校の先生というのは、担任を持つ先生だけではなくて、学年主任であったり、例えば校長先生、教頭先生、全員が共有するんですか。

【左海首席指導主事】 主に、次年度に、中学校でその子どもたちを受け入れるであろう担当の教職員とかが小学校に出向いて、そして、その様子を伺ったりするんですね。ただ、異動とかがありますので、必ずそうとはならないです。

【異委員】 できるだけ多くの目があったほうがいいのかなというふうに思います。中学校に上がれば、やっぱり担任制になって各教科で入れ替わり立ち替わりで、いろんな先生が気にかけている。その事実を共有して、アンテナを張って見ることができるということは、やっぱり情報も共有できると思いますので、その辺の共有、小学校であったことを中学校、個人情報に関係もあって、どこまでというところもあるかもしれないですけど、できるだけ多くの目で、多くの先生方から、子どもたちを守ってもらうというのも大事なかなというふうに思います。

協議題第26号「総合教育会議について」を上程。

川本政策推進担当部長、江野ICT推進担当部長、川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議題は、新型コロナウイルス感染症対策に伴うICT等を活用した児童・生徒の学びの保障、いじめ重大事態事案への対応について、教育振興基本計画の延長について、の3点である。

総合教育会議の流れとして、当日は、大森特別顧問、西村顧問も出席いただき、ご意見をいただきながら各議題の協議を進めてまいりたいと考えている。現場からも教員、校長にも出席してもらう予定としている。

5ページでは、児童・生徒の学びの保障として、学習動画の配信や端末の1人1台環境の整備、家庭でのオンライン学習環境の整備など、これまでの主な取組を記載している。

6ページでは、学びの保障として、全小中学校におけるオンライン学習の本格実施について記載している。新たな感染拡大に備え、学びを止めないよう、オンライン学習の実施方法、あり方など、15日の当日にご議論いただきたいと考えている。

7ページには、デジタルドリルの活用や動画コンテンツの活用など、1人1台端末を活用した新しい学びのスタイルについて記載している。1人1台端末環境が整うことにより、いつでも、どこでも、だれでも、具体的に学べる環境となることや、学習用コンテンツの充実などについて、当日ご議論いただきたいと考えている。

8ページには、1人1台端末の効果的な活用について、個別最適化された学びの実現として、デジタルドリルの活用と学習履歴の可視化について記載している。

9ページでは、経済産業省のEdTech実証事業として、今年度、本市の93校でデジタルドリルの活用の実証を行う内容を記載している。次年度以降、どのようなデジタルドリルを本市として活用していくのか、どのような学びを実現していくのかなどについて、当日ご議論いただきたいと考えている。

10ページには、1人1台端末の効果的な活用として、いじめ・不登校等の未然防止・早期発見などの取組を記載している。1人1台の端末の実現によるいじめアンケートの電子化や、ダッシュボードを活用した情報の共有化や生活指導状況の可視化など、安心・安全面での活用についても、当日ご議論いただきたい。

第三者委員会の常設化についてであるが、本件は、いじめ重大事態等に機動的に対処するために第三者委員会を常設化するものである。現状の課題としては、まず、事案把握のために重要となる事案発生直後に実施する初動調査が専門性を持った調査となっていないこと、さらに、事案発生後に調査部会を立ち上げ委員の人選等を行うことから、調査開始

までに時間を要してしまうという現状がある。これらにより、結果として、調査審議が長期化する一因ともなっているところである。今回、解消策として、第三者委員会の常設化を進めてまいりたいと考えている。効果としては、あらかじめ12名ほど委員を委嘱しておくことで、人選などの時間を省略できる専門性を持った第三者による初動調査が可能となると考えている。対応フローとしては、まず対象事案の発生後、直ちに事前に所属している委員の中から担当する委員を指定し初動調査を開始し、次に、初動調査後には保護者への調査結果の説明を行うとともに、意向を確認した上で、必要がある場合は詳細調査を継続していくこととする。専門家による迅速な調査を行うことにより、事案発生後の速やかな対応が可能となり、当該児童・生徒、保護者へ寄り添った対応、トラブルの発生防止に繋げることができると考えている。また、常設設置した第三者委員会の庶務を担う体制を事務局内に新たに設置し、いじめ対応の強化を図ってまいりたいと考えている。新設担当は、第三者委員会の庶務に加え、いじめ事案の早期対応の取組も行ってまいる。具体的には、解決までに長期化が見込まれる事案や重大事態に発展する可能性のある事案を対象として、初期段階から弁護士などの専門家を派遣し、学校への助言を行ってまいりたいと考えている。

なお、今後整備する学習者用端末を活用し、児童・生徒から直接相談を受け付ける新たな仕組みの検討も進めてまいる。あわせて、いじめ重大事態に関する第三者委員会の報告書で示された提言を踏まえた再発防止策について、各校での取組状況を確認、助言することにより、その対策が学校に根付いたものにしてまいりたいと考えている。

特にICTに関しては、新型コロナウイルス感染症のGIGAスクールの前倒しに伴い、今後は1人1台を前提とした活用がどういうふうになされるべきかという今後の振興基本計画への反映も含めた将来的なことについてのご協議をお願いしたい。

先ほど大竹先生からご指摘があったように、今回の第三者委員会の報告書について、教育委員会としての検証受け止めの、それから、どういう形で発信していくかということがまだ発信できていない状況であるため、この総合教育会議の折に対応を説明した上で、特に保護者に寄り添った対応というところ、早期の調査というところ、第三者委員会の常設化ということをして市長のほうにもお願いしてご協議をいただく方向である。

教育振興基本計画の延長については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う全国学力テストの中止であるとか、授業時間確保の取組を今行っており、それを優先するという観点から延長するものである。特にICTでご協議いただいた内容、学校の安心安全に関わるいじめ

問題行動に対する対応、それから健康教育の推進といったところを今回1年延長に伴い取り組むべき施策としてご協議いただいた後、反映していくことを考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 本格実施に向けての課題の中の教員のスキル・ノウハウの不足というふうにあるんだけど、今、教員はどのようなスキルレベルを持っていれば、具体的にこういうことができればスキルがある、といったようなものは、今の市のほうではあるんですか。

【江野ICT推進担当部長】 具体的にでしょうか。

【大竹委員】 具体的に、課題としては、多分、スキル・ノウハウの不足というんだけど、基本的にこれからいろいろオンライン学習をやっていこうとすると、教員としてオンライン学習をやるためには、最低こういうことはできないといけない。だから、これをやるためにこういう研修をすると、そういう順序立てになると思うんですけども、そこらは今も課題として取り上げていて、スキル・ノウハウの不足というものを解消しようと思うと、何か具体的なスキルレベルとか、こういうことができないといけないというのがあって、それに向けて今、取組をしているかどうかということです。

【江野ICT推進担当部長】 7月から、12校で双方向型オンライン学習の試行実施をし、その成果を踏まえ8月に第2回の教員研修を行い、オンライン学習の具体的な実施方法についての研修を終えたところでございまして、そういうところで見えてきた課題を踏まえて、この秋に第3回の、それをブラッシュアップした研修をやっていこうという段階です。

【中野下ICT推進担当課長】 オンライン学習をやるにあたって、マイクロソフトのTeamsという、いわゆるソフトの使い方のところをまず練習して、そういったオンライン学習で実際に授業ができるようにしましょうと。そういった段階を踏んで、一旦この辺りの到達点までをやりましょうというのを決めて研修に組み込んでいると、そういうことございます。

【大竹委員】 何か到達目標が必要だと思います。今言うようにオンライン学習をやろうと思うと、少なくともTeamsが扱えることとか、何か目標がないと、オンライン学習をやるにしても一方通行じゃないものだから、少なくともこういうことは最低限必要とか、何かそういうものがないと、これからいろいろ研修をやっていく上でも効果的には研修できないのかなという感じがするので、これからいろいろ課題を出して、今やっているという

ならぜひそういったものも洗い出して、次につなげるようにやっていただければありがたいです。

【栗林委員】 今、大竹委員からご発言があったことに付け加えてですけれども、これから子どもたちの学習をサポートする観点から、どういうソフトを、どういう使い方をしているのかということというのは、いろいろ課題が出てくるんだと思っています。例えば今おっしゃったTeamsに慣れていきましょうという、Teamsはいろいろなことができますから対応していきましょうというのはいいですけれども、例えば、それじゃ、Zoomは駄目なのかということ、Zoomだから便利だと、授業で使っていてコミュニケーションを取るためには非常にいいソフトでもあるんですね。授業をするためには、やっぱりMoodleがいいという、そういう考え方も、実際にオンラインで授業をしている大学の中では非常に広く広がっている事実ではないかと思うんです。これは過渡的な検証であって、これからこうした教材のデジタル化に伴っていろんなソフトがさらにいっぱい出てくると思いますし、また、その中で規制しなければいけない様々な問題点も出てくると思うんですよね。

ですので、今、大竹先生が言われたとおりでと思うんですけど、どの時点でどういう情報の集約化を図って、どういうふうに学校に、今、学校の代表者の方に来ていただいて研修を行って、それでそれを学校で広めていきたいというお話だったと思いますし、全員集めてやるというようなことは現実にはなかなか難しいので、それは方法としては正しいんだと思うんですけど、やっぱりスケジュールみたいなものを持って、大阪でやっていることがこれからの日本のモデルになっていくんだということが言えるような取組にするためには、取り入れるスケジュール感みたいなもので対応していかないと。今、便利ですよその都市でも使っていますから、これを使ってみましょうかというやり方ではなくて、一定程度体系的な情報集約をしながら、ほかの都市であったり地域に先んじてモデルをつくっていくということがこれからの日本に非常に重要な役割を果たすことがあるんじゃないかと思うので、そういう点での認識というか、意識を持って取り組んでいただけるとありがたいと思っています。私たちもできる協力は、できる範囲ですけれども、させていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

【巽委員】 今のオンラインなんですけれども、大学側も急にコロナウイルス感染が拡大して、急にオンライン授業となって、最初は準備期間がなかったので大大パニックだったんですね。丁寧なマニュアルをもらって、それに準じて我々はやっていったわけなんですけど、なかなかマニュアルどおりにいかないこともありまして、相談窓口みたいなところ

ろを全市でやるということなので、教員が気軽に聞けるところ、相談窓口だったりとか、また、子どもたち、児童・生徒等も1人1台配付されるということなので、子どもたちが自宅でやっているときに、ちょっと不具合があったりとか分からないことがあったりする、どこに気軽に聞けるのかというところの、もし検討できるのであればお願いしたいなというふうに思います。

もう1点なんですけれど、つい先日の小学校4年生の女の子が誘拐されたた事件の犯人との接点がオンラインのゲームということだったと思うんです。今回インターネットも通じるということなので、外部とのアクセスも可能ということで、何もゲームのアプリを入れるわけではないと思うんですけれど、せっかくいいものとして渡したので、外部とのそういう危険な、便利な反面、リスクというのも非常に大きなものがあると思いますので、フィルタリングであったりとか、設定というところを、やり過ぎなぐらいガードを堅くしてもらいたいなというふうに思います。そこから子どもたちのリスクが、そういった事件とかにつながらないようにしっかり検討していただきたいと思います。

【平井委員】 オンラインは効果的なのですが、授業の本質、対話の授業とオンラインの融合ということをしっかり補足説明していただきたいと思います。ICTはあくまでもツールに過ぎません。これを前面に出しすぎると本末転倒ですから、対話授業とオンラインの融合、つまり、ハイブリット化を落とし込んだほうがよいと思います。

【江野ICT推進担当部長】 はい、分かりました。

【森末委員】 9ページで、デジタルドリル活用実証とありますよね。これはこの中の趣旨で、令和3年度のデジタルドリル教材導入に向けてと、こうなっていますよね。これ、今のところ、令和3年度にはデジタルドリルを全大阪市、4つに分かれるのかしれませんが、大阪で導入しようと、こう考えているんですか、まずね。

【江野ICT推進担当部長】 考えているというのはそういうことでございます。

【森末委員】 そのときに、どうやって選ぶのかというのは、教科書で選ぶときにいろいろありますけど、今度どれを選ぶんですかという話になったりしますよね。それはどんなふうに行うかと、今のところは考えていらっしゃるのか、全く考えていないのか、いかがですか。

【長畑首席指導主事】 まず93校で実証検証します。学力的なデータもそうですし、取り組んだ時間であったりとか、あるいは回数であったりとかというのも業者から提供するとともに、児童・生徒あるいは教職員の質問紙調査を行いまして、そのあたりから総合的

に判断をしたいなというふうに考えております。

【森末委員】 そうすると、今、1、2、3と書いてあるのですが、これを実証してみても、これが使いやすいねということで、仮に令和3年度から導入するとなると、使いやすいとか、よかったというのを選ぶという考え方になるのですね。

【長畑首席指導主事】 基本的にはそうです。

【森末委員】 基本ですよ。それは随意契約とかにするのですかね。そういうことですかね。

【中野下ICT推進担当課長】 契約の手法については、また考えて検討していきます。

【森末委員】 そうすると、この1、2、3、4つぐらいあるのですが、これだけしかないのか、それとも、経産省がこれを示しているのですか。

【中野下ICT推進担当課長】 経産省の中の実証事業の中で、いわゆるAI機能と呼ばれているプログラムを組んでいるものを中心に行ったということでございます。一応個別最適学習ということで、問題ができる子はどんどん進めるとか、できない子は復習問題に戻るといふ、そういったプログラムを組んでいるのはこの3つということもありましたので、そこから選んで、今、実証研究をしているということです。

【森末委員】 だから、経産省がここから選りなさいとかいうふうなカタログがあるわけではない。

【中野下ICT推進担当課長】 そうではないですね。ほかにもいろんなところが申し込んでいると聞いています。

【森末委員】 ほかにもおそらく教材は、いっぱいあるのでしょうかね。

【中野下ICT推進担当課長】 そうですね。

【森末委員】 それを選んだのは、検討されて、これがよかろうということで、一応実験しましょうということですね。

【中野下ICT推進担当課長】 そうですね。

【平井委員】 ここに出ている4つというのは経産省の「先端的ソフトウェア実証事業」の一部ですか。そうなら3月までは無料。それ以降、採択する場合は有料になります。最近のものは検定教科書に準拠しているものが多いから、平常授業にうまく組み込むことができる。しかし、準拠していても基礎問題ばかりとか、様々な検討事項が出てきますからそこが精査のポイントになるでしょう。

【山本教育長】 まだ松井市長のほうには、こういう形で当日までにディスカッション

を設けたいと思っています。市長のほうは、子ども一人一人に端末が配布されますので、事務局と直接結ぶような何か取組といったようなものを展開すべきではないかと考えておられます。あともう1点が、学校の授業なんかでも非常に評価の高い先生の授業を、直接ではなくて画面を使ってやるという手法もあり得るのではないかなというお話も、これまでの議論ではいただいております。とりわけ、子どもと事務局のほうも端末で結ぶことができるようになりますと、さっき少しいじめのところで話題になっていましたような、いじめのアンケートなんかも、学期に1回とか言わずに、友達や先生の目に触れずに、必ずしもいじめだけじゃなくて、学校で起こっていて、非常に不安に思うことがあれば、それを事務局のほうに、直に届けていただけるということが可能になりますので、先ほどの常設化の事務局などは、別に学校をマイナス面でチェックするとかそういうことではなくて、子どもの1つの逃げ場ではないですけど、声を届けるものとして活用していくような手法などについてもまたご議論いただいてもいいのかなと思います。端末の整備は4年計画が1年に縮みましたので、せっかく皆に行き渡ったのであれば、学習面だけではなくて、そういう安心安全面でも活用するような手法についても、いじめなどが2番目の議題で出ておりますので、またいろいろご意見をいただければありがたいなと思っているところでございます。

議案第84号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、小学校の教諭で、処分内容については、懲戒処分として、戒告とする。

本件概要であるが、当該教諭は令和2年2月5日の給食準備の際、給食当番でありながら他の児童とボール遊びを続けていた関係児童に対し指導したものの、関係児童は反省する様子もなく、さらに暴言を吐いたことから、当該教諭は感情的になり、関係児童の胸ぐらをつかみ、関係児童に足をかけて転ばせた後、胸ぐらをつかんだまま、50センチ程度離れた壁に押しつけた。また、当該教諭は、この行為について、速やかに管理職に報告すべきところを怠っていた。さらに1週間後の同月12日の給食の後片付けの際、2週連続で給食当番を行わない関係児童を注意したところ、またも暴言を吐いたことから、関係児童の胸ぐらをつかんだ。なお、本件体罰行為による関係児童への傷害はなかった。

発覚の経緯は、2月12日の放課後、関係児童の保護者に電話で謝罪した際、管理職への報告を促されたことにより同校校長に報告したことから発覚したものである。処分について

ご承認いただけたら、9月30日に処分発令を行いたいと考えている。

採択の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
